

中間貯蔵施設における除去土壌等の減容・再生利用方策検討WG
第1回WGにおける指摘事項及びその対応案

No.	指摘事項	対応案
1	再生利用の手引きの検討に係り、除去土壌等の再生利用に係る流れを整理し、役割及び責任分担が必要な項目を洗い出す目的で作成しているフローについて、道路土工だけでなく、防潮堤等にも適用できるように一般化すべきである。	道路土工のフローをメインフローとして再整理中。 再生資材の利用可否、合意形成のタイミング等を追記
2	整理したフロー図には、役割及び責任が明確になるよう主語を確定すること。（「誰が」をフロー図に明記する。）	可能な限り、フロー中に主語を記載する。
3	フロー図について、実際の事業を踏まえ、施工場所を想定し、再生資材の使用の有無を決定して、時間軸を考慮したフローを作成すること。	可能な限り、フロー中に時間軸を記載する。
4	出荷後は現場で土壌改良などの調整なしにそのまま使うことも想定される。その場合、管理項目の設定次第では、出荷後の用途が狭まる可能性がある。従って、現場でどのようなチェックが必要であるかを踏まえ、管理項目案を検討しておく必要がある。	現場での品質調整を行った場合は、Csの溶出試験を行うことを要求する。 土質試験等他の管理項目については、既存のガイドラインに従い、適宜実施することとする。
5	再生資材の品質保証工程において放射能濃度で分ける作業は、中間貯蔵施設内又は仮置場等現場で行われるのか。現場で行われた場合、濃度の高い再生資材は中間貯蔵施設へ運び込まれるのか。また、濃度分別機は現場に持ち込むことになるのか。	放射能濃度分別については、中間貯蔵施設内及び現場の両方を想定。濃度分別作業については、濃度分別機の使用、ロット単位によるサンプリング調査の両方を想定。ロットの単位については検討中。
6	管理項目に「安心」の観点からのものも含まれる。後の議論を分散させないためにも、どこまで本WGで議論するのか決定する必要がある。	「安心」の観点からは、これまで検討されてきた管理要件について、全て対応することを想定し、管理項目の内容・方法を手引き中に示し、当該手引き利用者が「合意形成」の条件等に基づき、必要な事項を管理できるよう対応する。
7	「再生利用の手引き構成案」の1.1目的について、「利用の促進」より「利用の安全確保」の方がふさわしい。	再生利用の手引きの目的について、「除去土壌由来の再生資材の製造・運搬、供用、災害時における対応等、各段階における取扱いに関する留意事項を示すことにより、その安全確保を図ることを目的とする。」とする。
8	「再生利用の手引き構成案」において、各種ガイドラインの参照が散見される。既存のガイドラインではカバーされていない内容もあり、本手引きで明確化する必要がある。記録についても道路土工の場合、異常がある場合のみ点検・記録されるため、異常が発生した時点を特定されるためにも、異常がない場合でも記録が必要ではないか。	現場における点検記録については、変状発生時における被ばく評価に係るトレーサビリティ確保の観点から変状がない場合においても記録・保管を求める。
9	Cs溶出検査について、全部やるのか。安心のために必要かもしれないが、現場の状況により対応が変わることもあり必要か否か疑問である。確保すべき品質の単位について検討する必要がある。濃度モニタリングの必要性も同様である。	Cs溶出検査については、全量検査は物理的に不可能であるため、再生資材のロット単位（資材としての均質性が確保される単位）ごとにCs溶出試験を行うことを要求する。ロットの単位については、検討中。 ・原料土の地目単位 ・原料土の放射能濃度別単位（放射能濃度の範囲については別途検討） ・原料土の地目+放射能濃度単位 ・分別工程中におけるトロンメル投入量単位 ・日生産量単位（後工程で攪拌工程が必要） etc.
10	被ばく防護のことを中心に考えがちであるが、土工の安全も十分に考慮しなくてはならない。昨年の広島県の地滑り災害や今年の福岡県の大規模洪水などの事例を見ても分かるように異常気象の発生などによって想定外の事象が想定外でなくなりつつある。	再生資材の利用に適さないと考えられる、地形、地質、気象その他の条件について既存の指針類、ガイドライン等で施工において「特に注意が必要な箇所」とされている条件に合致する箇所については、使用を避けることをガイドする。これらの条件に合致するか否かについては、土工構造物の計画初期段階における概略調査やその後実施される予備調査、詳細調査における現場踏査の結果を以て判断できるものとする。
11	記録の保管に係る時間軸の考え方について、保存期間をどのように考えるのか。	管理期間中は保管期間を継続する。管理が不要となる具体的な期間の考え方については、今後、議論を要する。
12	例えば、根を張る木本類の植栽可否など既往のガイドラインなどに記載がないようなものは、再生利用の手引きに記載する必要がある。	検討中